

要望. 1 川崎認定保育園A型30名以下の基本助成費に一律化

要望理由 1

現在の川崎認定保育園A型の助成費は、施設の受入可能児童数を30名以下・31～60名・61名以上となっており、それぞれに助成費が異なっている。（表1参照）

そのために定員数を利益換算した上で決めている場合がある。

例) 40名の児童受入枠がある場合（表2参照）

40名で申請した場合、基本助成費は月額2,086千円、30名で申請した場合は月額1,972千円と40名で申請した方が114千円多いが、人件費を加算した場合、30名で申請した方が795千円の費用減となるので、申請する定員数を30名以下にしている場合がある。

川崎認定保育園全園が、施設面積に応じた児童の受け入れを行うことで、待機児童の解消、それによる新たな保育施設が不要となり、保育士不足の緩和につながります。

保育施設の縮小化を防ぐためにも、基本助成費の一律化を要望します。

表1 . 基本助成費 (単位：円)

項目	定員30名以下	定員31～60名	定員61名以上
基本助成費 0歳児	95,020	87,650	80,800
基本助成費 1・2歳児	74,950	61,640	53,630
基本助成費 3歳児以上	25,270	20,710	16,350
家賃補助費	賃借料の1/2 (上限30万)		

表2 . 定員30名と40名の基本助成費比較表 (単位：千円)

項目	定員30名の助成費			定員40名(60名)の助成費		
	児童数	保育士数	助成費	児童数	保育士数	助成費
0歳児	6人	2人	570	9人	3人	789
1・2歳児	12人	2人	899	16人	3人	986
3歳児以上	12人	2人	303	15人	3人	311
家賃補助費			200			0
合計	30人	6人	1,972	40人	9人	2,086

人件費	児童数	保育士数	月額賃金	児童数	保育士数	月額賃金
	30人	6人	1,818	40人	9人	2,727

設定：年齢別児童数＝配置率を勘案・施設＝90㎡（1坪×15千円）・空席＝0

月額賃金（1人：260千円×14ヵ月÷12＝303）

要望理由 2

保育士不足から東京都では、賃金を引上げて保育士の獲得を行なっています。

川崎認定保育園では新規での保育士確保は半ば諦めており、既存の職員に賃金を引き上げなどで人材維持につとめていますが、もともと薄利である認定経営が人件費の膨張や下記の理由により経営を圧迫しています。

このような状況は、有資格者を多人数を要する保育施設ほど影響しやすいため、保育施設の縮小化につながらないように、基本助成費の一律化を要望するものです。

記

1. 働き方改革の一環による最低賃金の引上げ最低賃金（神奈川県983円/全国2位）
2. 有資格者不足の影響による既存保育士維持のための賃金の引上げ。
（参考：東京都/初任給 265千円）
3. 一部地域を除く保育児童数の減少（育児休暇制度の充実による。特に0歳児）
4. 諸物価の高騰（高止まり傾向）
5. 消費税引き上げ（10月～）

以上

土曜日における給食の制度改定（対象：川崎認定保育園A型）

川崎認定保育園事業実施要項より

第3条（イ）食事は施設で調理された完全給食を原則とし・・・

（キ）開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び
年末年始を除く日とする。

上記、川崎認定保育園事業実施要項において川崎認定保育園A型は開所日すべて、給食の提供が義務化されている。

一億総活躍社会を発展させた働き方改革による、社会環境（職員の処遇）の変化、川崎認定保育園の利用者層などを鑑みて、次の事由により土曜日における給食の提供を、施設の事情により選択可能な制度改定を要望します。

1. 土曜日の登園児童数

地域・環境により多少の差異はあるが、登園児童数は定員のおおよそ1割前後と少人数であるため。

2. 調理従業員の最低賃金の引き上げと労働時間及び有給休暇

調理員のほとんどが配偶者控除範囲でのパートタイム雇用契約のため、最低賃金の引き上げによる労働時間の短縮及び有給休暇の付与により、土曜日出勤を回避せざるを得ない状況であるため。

3. 調理員の増員

給食の提供は認可同等であるが、川崎認定保育園の収入に対する固定費比率が80～85%、要領は認可同等であるが利益率には格差があるため、調理員の増員を図ることは困難。

○ 土曜日の給食提供を施設の事情により選択できる制度の改定案

施設で調理する。（現行）

施設で調理しない。（弁当持参あるいは仕出し弁当）

} どちらかを選択

要望. 3

川崎認定保育園入園決定者の認可保育所移籍への配慮

認可との併願者の認定保育園入園の流れ

認可との併願の方は、認可への不承諾判明後に空き数に応じて受入児童を確定、入園の意思を確認して決定。

毎週金曜日、区役所に「新規入所決定（内定）者名簿」を送付。

この時点で川崎市は、認可に入所できなかった児童の行き先を把握。にも関わらず認可に空きができたということで、認可に移る児童がいます。

認可への入所は本人の希望であれば尊重しますが、その申し出が新年度間際であったり、期中の場合、月の下旬であったりします。

申込者によっては何の連絡もなく、新年度初日に登園しないので連絡したら認可に入所していた、という例もあります。

このような状況では、新規入所決定（内定）者名簿を送付しても何の意味もありません。

川崎市にはこの状況を受け止めていただき、認可に空きができた場合、先ずは申込者ではなく、新規入所決定（内定）者名簿を送付している施設側に連絡して、移籍時期などについての話し合いができるよう、ご配慮していただけることを要望します。

要望. 4

各区役所における窓口案内についての要望

現在、川崎市では保育料補助金制度や保育料無償化に伴う助成制度により、一部の所得層を除いて、保育料に大きな格差はありません。場合によっては認可の保育料が高い場合があります。

家庭児童課は、この事情をよく理解していただき、保育所利用申し込みに来た方々に、認可ありきでの案内ではなく、認可・認定を同一と捉えての案内をしていただきたく要望します。

以上